

参考－２ 草津市総合交通戦略協議会

(1) 協議会の開催状況

草津市総合交通戦略協議会を計 7 回開催した。

協議会	開催日時	開催場所	議事
第 1 回	平成 24 年 9 月 3 日(月) 14:00～	市立まちづくりセンター 202 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草津市総合交通戦略について ・ アンケート調査の実施に向けて ・ 策定スケジュールについて
第 2 回	平成 24 年 11 月 27 日(火) 13:30～	市立まちづくりセンター 301 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市民アンケート調査について ・ 事業者アンケート調査について ・ 総合交通戦略の策定に向けて
第 3 回	平成 25 年 7 月 30 日(火) 14:00～	市立まちづくりセンター 301 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケート調査について ・ 都市交通マスタープラン及び総合交通戦略について
第 4 回	平成 25 年 9 月 5 日(木) 10:00～	市立まちづくりセンター 301 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草津市都市交通マスタープラン及び草津市総合交通戦略の基本施策について
第 5 回	平成 25 年 10 月 23 日(水) 15:00～	草津市立市民交流プラザ 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草津市都市交通マスタープラン(案)及び草津市総合交通戦略(案)について ・ 新駅設置の概略検討(案)について
第 6 回	平成 25 年 11 月 27 日(水) 10:00～	草津市立市民交流プラザ 大会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ 草津市都市交通マスタープラン(案)及び草津市総合交通戦略(案)について ・ パブリックコメントの実施について
第 7 回	平成 26 年 2 月 18 日(火) 10:00～	市立まちづくりセンター 301 会議室	<ul style="list-style-type: none"> ・ パブリックコメントの実施結果について ・ 草津市都市交通マスタープラン(案)及び草津市総合交通戦略(案)について

(2) 協議会メンバー

協議会メンバーを以下に示す。

番号	所属	役職	氏名	備考
1	草津市まちづくり協議会連合会 (草津市自治連合会)	会長 (監事)	小林 達男 (川瀬 善行)	副会長
2	草津市老人クラブ連合会	(副会長)	西蔵 清彦 (濱田 和一)	
3	公募委員		南出 幸代	
4	公募委員		香月 潤平	
5	特定非営利活動法人 滋賀県脊髄損傷者協会	常務理事	前野 奨	
6	立命館大学理工学部	教授	塚口 博司	会長
7	立命館大学理工学部	講師	塩見 康博	
8	西日本旅客鉄道株式会社 近畿統括本部京都支社地域共生室	室長	平野 剛	
9	一般社団法人滋賀県バス協会	専務理事	樋口 俊助	
10	一般社団法人滋賀県タクシー協会	専務理事	加茂 学	
11	滋賀県自転車軽自動車商業協同組合 草津・栗東支部	支部長	大西 清	
12	近畿地方整備局建政部都市整備課	課長	吉澤 勇一郎	
13	近畿地方整備局滋賀国道事務所	所長 (所長)	日野 雅仁 (沢田 康夫)	
14	近畿運輸局滋賀運輸支局	首席運輸企画専門官	後藤 浩之	
15	滋賀県土木交通部	技監	松本 勝正	
16	滋賀県土木交通部交通政策課	課長 (課長)	四塚 善弘 (谷村 定義)	
17	滋賀県南部土木事務所	所長	徳島 英和	
18	草津警察署交通課	課長 (課長)	堤 伸一 (吉井 弘明)	
19	草津市	特命監(都市再生担当) (政策監)	浅見 善廣 (田中 成興)	
事務局	草津市都市建設部	部長 (部長)	北中 建道 (浅見 善廣)	
		理事(景観・交通政策担当) (理事)	川崎 周太郎 (岡村 寿昭)	
		副部長(景観・交通政策担当) (副部長)	山本 憲一 (北中 建道)	
	草津市都市建設部交通政策課	(課長)	(山本 憲一)	
		参事	松尾 俊彦	
		主事 (主事)	三田村 純 (青木 亮太)	

※各項目の下段()内は、平成24年度の協議会メンバーを掲示

(3) 協議会設置要綱

草津市総合交通戦略協議会設置要綱を以下に示す。

草津市総合交通戦略協議会設置要綱

(設置)

第1条 草津市における総合交通戦略の策定に当たり、住民、各種団体等からの様々な意見および考えを反映させるため、草津市総合交通戦略協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、総合交通戦略に盛り込むべき事項について検討を行う。

(委員)

第3条 協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、または任命する。

- (1) 市職員
- (2) 社団法人滋賀県バス協会が指名する者
- (3) 一般社団法人滋賀県タクシー協会が指名する者
- (4) 市民または市内交通の利用者
- (5) 近畿運輸局滋賀運輸支局長が指名する者
- (6) 学識経験者
- (7) 道路管理者、滋賀県警察その他の協議会の運営上必要と認められる者

2 委員の任期は、委嘱の日から前条の検討が終了する日までとする。

(会長等)

第4条 協議会に会長および副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 会長は、委員の互選によって定める。

4 副会長は、会長があらかじめ指名する者とする。

5 会長に事故あるとき、または会長が不在のときは、副会長が会長の職務を行う。

6 会長および副会長ともに事故あるとき、または不在のときは、あらかじめ指名された委員が、会長の職務を行う。

(会議)

第5条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

4 会長は、会議に必要と認める時は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明または意見を聴くことができる。

(事務局)

第6条 協議会の庶務は、都市建設部交通政策課において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

付 則

この要綱は、平成24年8月1日から施行する。